

京都市情報公開審査会答申第89号の概要

答申年月日	平成21年1月23日
請求内容	組合役員の勤務先と名前のわかるもの
所管課	上下水道局総務部職員課
所管課の決定	不存在による非公開決定
所管課の主張	<p>1 上下水道局においては、労使交渉等における必要性から、組合の執行委員の氏名については、組合側との口頭によるやり取りや組合役員選挙後の掲示版への公示等で把握している。</p> <p>2 一方、これらの職員の所属は、職員名簿などを参照することで容易に確認できる事項であり、組合の執行委員の氏名及び所属を併記した公文書がなくても、事務処理上特段の不都合がないことから、組合の執行役員の氏名及び所属が分かる公文書は取得しておらず作成もしていない。</p>
不服申立人の主張	<p>1 行政等の情報を知る権利は、憲法上の当然の権利として保障され、条例はこれの具体的制度化である。公開を拒むことは、この趣旨に反し、原則的に許されない。</p> <p>2 実施機関は、専従休職者でない本部役員の服務について、①適法な交渉に参加する場合、②職員団体、労働組合の会議のうち、当局と適法な交渉を行うために特に必要と認められるものに出席する場合に限り、職務に専念する義務を免除できることとしており、本部役員の勤務先と名前の分かる公文書を作成又は取得していなければ、このような職務に専念する義務を免除できることなどできるわけがない。</p> <p>3 何らかの形で、本部役員の勤務先と名前の分かる公文書を作成又は取得しているはずである。もし、そのような文書がなければ、行えるはずのない職務専念義務免除を行っていることになり、職務の怠慢というだけでなく、違法行為である。</p>
審査会の判断	<p>1 実施機関から、「異議申立人の請求趣旨は、上下水道局において労働組合と労働協約を締結するうえで、労働組合の代表者等を特定する必要性等から、上下水道局において独自に作成し、又は労働組合から提出を受ける名簿や選任届のようなものであると理解した。また、労働組合は京都府労働委員会に届出を行うこととなっているほか、別途、労働組合から提出を受ける名簿や選任届のようなものはなく、また独自に作成もしていない。また、労働組合と労働協約を締結する際も京都府労働委員会に届出内容の確認を行っていない。」との説明があった。</p> <p>2 当審査としては、労働組合の名簿が外部自治体である京都府に提出され、条例の枠内で対応することが不可能であることを考慮すると、異議申立人の不利益を看過することができないため、他に職務に専念する義務を免除するために必要な文書など名簿そのものではないが、役員の所属及び氏名のわかる文書がないか、再度、実施機関に確認した。</p> <p>3 そこで、実施機関から、「職務に専念する義務を免除するに当たっては、まず、労働組合から執行委員長名で「職務に専念する義務の免除承認願」の提出を受け、これには、所属名、人数、参加氏名などが記載されている。」との説明があった。</p> <p>4 当審査会としては、異議申立人の請求趣旨をできるだけ広くとらえるべきであり、「職務に専念する義務の免除承認願」は、名簿や選任届ではないものの、異議申立人が公開を求めている公文書に該当すると判断し、不存在による非公開決定処分を取り消し、改めて、「職務に専念する義務の免除承認願」を対象公文書として特定し、公開又は非公開の決定を行うことが適当であると判断する。</p>